

令和 5年 10月 11日

福井県知事 杉本 達治 様



主たる事務所の所在地

福井県福井市北四ツ居3丁目3番16号

医療法人 三船内科クリニック

理事長 三船 真二

電話 0776 (53) 0110

決 算 届

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

[別紙]  
様式1

事業報告書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 三船内科クリニック  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県福井市北四ツ居3丁目3番16号
- (3) 設立認可年月日 平成26年3月28日
- (4) 設立登記年月日 平成26年4月14日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	三船内科クリニック	福井県福井市北四ツ居3丁目3番16号	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月20日 第9期会計年度決算の決定  
// 理事・監事の報酬額の件  
令和5年6月19日 第11期会計年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 三船内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福井市北四ツ居 3 丁目 3 番 1 6 号

財 産 目 録

(令和 5 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	228,991 千円
2. 負 債 額	87,703 千円
3. 純 資 産 額	141,288 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	115,283
B 固 定 資 産	113,708
C 資 産 合 計 (A + B)	228,991
D 負 債 合 計	87,703
E 純 資 産 (C - D)	141,288

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 三船内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福井市北四ツ居3丁目3番16号

貸 借 対 照 表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	115,283	I 流動負債	20,836
II 固定資産	113,708	II 固定負債	66,867
1 有形固定資産	89,705	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	33	負債合計	87,703
3 その他の資産	23,970	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	7,000
		II 積 立 金	134,288
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	141,288
資産合計	228,991	負債・純資産合計	228,991

様式4-2

法人名 医療法人 三船内科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福井市北四ツ居3丁目3番16号

損 益 計 算 書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	178,349
2 事業費用	122,410
本来業務事業利益	55,939
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	55,939
II 事業外収益	986
III 事業外費用	1,098
経常利益	55,827
IV 特別利益	150
V 特別損失	3,295
税引前当期純利益	52,682
法人税等	14,151
当期純利益	38,531

様式 5

法人名 医療法人 三船内科クリニック  
所在地 福井市北四ツ居3丁目3番16号

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

- 1 以下の2に掲げる取引を行う者
  - (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
  - (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
  - (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
  - (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
  - (5) (3) の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- 2 当該医療法人と行う取引
  - (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業費用の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
  - (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
  - (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
  - (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
  - (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
  - (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 三船内科クリニック

理事長 三船 真二 殿

私は、医療法人 三船内科クリニックの令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月 25日

医療法人 三船内科クリニック

監事 舟木 和子

